

第4章 技術移転と事業終了後のモニタリング

2. 事業終了後のモニタリング

(1) 事業終了後のモニタリング

JICAでは、事業の効果発現をより一層確実にするため、案件完了後の監理（事後監理）を行っています。

事後監理の内容は、以下のとおりです。

1) 情報収集・モニタリング

定期的に情報収集・モニタリングを行います。

2) 事後評価

協力金額2億円以上の案件で、原則として案件完了3年後までに実施されます。上記1)の観点から、このタイミングで情報収集・モニタリングを行います。

3) 適切な働きかけと問題への対応

上記1)に基づき、援助効果の発現に支障となっていることがあれば、実施機関に対しレターの発出、申入れのための協議などにより、適切な働きかけを行います。

4) フォローアップ協力

上記3)の結果、フォローアップ協力による対応が適切と考えられる場合は、フォローアップ協力を行うことがあります。

無償資金協力事業を対象としたフォローアップ協力では、ハード型フォローアップ協力が基本となるものの、人材育成奨学計画では一般ソフト型フォローアップ計画も実施しています。

なお、カウンターパートに対する補完的な研修等を、フォローアップ調査やフォローアップ協力本体（修理技術者を派遣する際など）の中で行うこともあります。

フォローアップ協力は、独立行政法人国際協力機構法第13条第1項第9号に規定される「附帯業務」と位置づけられていることから、相手国政府からの正式要請書の取り付けや、実施にあたっての国際約束の形成は必須としておりません。